建武政権の寺社政策について

稲

葉

伸

道

はじめに

寺社領や政治勢力としての寺社権門に対する政策は論じられな ŋ だ十分に論じられているとは思われない。 以後も神領興行や国分寺興行との関連で建武政権期が論じられる 全体に対する政策を論じるまでには至っていない。また、 密体制論や権門体制論を提唱した論者であるにもかかわらず、諸 0 が先ず挙げられるが、辻善之助氏の研究は日本仏教史の研究であ いての研究は多いとは言えない。辻善之助氏や黒田俊雄氏の研究 心に論じられてきた。そのなかで寺社を中心とする宗教政策につ 、内容は後醍醐天皇の密教や禅への個人的信仰として論述され、 ては視野の外にある。また、仏教史としての論述としても、 建武政権の政策については、その組織形態や本領安堵政策を中 それらが全体としてどのような意味を持っているのかは、ま 宮・二宮の本所停止政策についての検討に止まり、 戦後の研究者を代表する一人である黒田俊雄氏の研究は、 鎌倉末期の神領興行令に象徴されるような神社興行政策につ 寺社権門 黒田氏 顕

る。

や興福寺などの権門寺院政策を中心に検討しようとするものであたこと、政権の基本問題は公家と武家との対抗関係にあり、寺社勢にと、政権の基本問題は公家と武家との対抗関係にあり、寺社勢にと、政権の基本問題は公家と武家との対抗関係にあり、寺社勢にと考えられる。本稿では鎌倉期の王朝の寺社政策が、建武政権にと考えられる。本稿では鎌倉期の王朝の寺社政策が、建武政権にと考えられる。本稿では鎌倉期の王朝の寺社政策が、建武政権にと、政権のように、今日においても、建武政権の寺社政策全般が、またのように、今日においても、建武政権の寺社政策全般が、またのように、今日においても、建武政権の寺社政策全般が、またのように、今日においても、建武政権の寺社政策全般が、またのように、今日においても、建武政権の寺社政策全般が、またのように、今日においても、

一) 寺社の長官人事

ノ御治世替ル毎ニ転変スル事、掌ヲ反スガ如シ」と、賀茂社神主沙汰モ難有事ナルヲ、(中略)、此事今度ノ改動ノミナラズ、両院神職ノ中ノ重職トシテ恩補次第アル事ナレバ、咎無シテハ改動ノ『太平記』巻十五「賀茂神主改補事」は「賀茂ノ社ノ神主職ハ

建武政権の寺社政策について(稲葉)

おいても人事交替が行われたことについて指摘したい。おいても人事交替が行われたことについて指摘したい。建武政権の寺社政策を論じるにあたり、先ず寺社の座下、別当、長者、検校、祭主、神主など王朝によって補任される「長官」の人事について検討しておきたい。とくに、後醍醐天皇が倒幕を企て失敗した元弘元年の乱後、ごく短期間ではあるが持が倒幕を企て失敗した元弘元年の乱後、ごく短期間ではあるが持が倒幕を企て失敗した元弘元年の乱後、ごく短期間ではあるが持が、といいても人事交替が行われたことについて指摘したい。

(1) 東寺長者

元弘元年(三二) 東寺一長者前大僧正道意(一三三七)までの東寺一長者の補任は以下のとおりである。『東寺長者補任』によれば、元弘元年(一三三一)から建武四

同年十二月二十三日 僧正成助同二年(1三三)一月二日 僧正益守

建武元年(三三四)十二月三十日 益守

正慶二年

(元弘三年) (三三)

道意

建武二年(三三)三月十五日 僧正弘真

建武三年(三三)九月十六日

僧正成助

政権下において長者であった成助が復帰している。元弘三年の記建武政権誕生後は道意が復帰、政権崩壊後の建武三年には後伏見以上に見るように、元弘二年に道意から益守への交替があり、

之間、 寺成就院益守は元弘の乱後、後伏見政権下で一長者となってお 寺にあっては成助から道意への交替であったことがわかる。仁和 电 寺長者の人事は元弘の乱以前に戻されたのである。 り、この人事も建武政権によって認められることはなかった。東 官符や宣旨で任命された寺社の「長官」人事が行われたこと、東 態、おそらく箇条書きの法として発布され、それに基づいて太政 記している。建武政権の人事方針が六波羅陥落後に 「此条、 者に戻されたこと、成助に替わって道意が復帰したことについて は「先御代偽主之時、補任之間、 「御事書」 見院政期の任官・叙位をすべて白紙にし、後醍醐親政期に戻す 相同ス、 事には五月七日の六波羅陥落の記事の後に「毎事元弘元年風儀ニ 被成御事書之間、 如元可為寺務之由、 現任公卿僧俗幷諸職以下、 仍先御代元弘以来官符宣旨、 が出されたことが記されている。また、成助について 如此所職以下如根本也」と記し、先代後伏 被仰下歟、仍可為寺務之由披露畢」と 如元第二退畢」と記し、東寺二 可為元弘之分旨、 任官叙位等一切不可用之 「事書」の形 御事書炳焉

南朝側から一長者に補任されており、南朝との関係が深い。それに参加していた。また、道意は後に正平一統の際に一時的に伏祈祷であったことは、すでによく知られた事実であり、道意は伏祈祷であったことは、すでによく知られた事実であり、道意は(一三二六)に後醍醐天皇親政下で一長者となり、同年七月から(二三二六)に後醍醐天皇親政下で一長者となり、同年七月から(二三二六)に後醍醐天皇親政下で一長者となり、扇野元年

る。このような環境が益守の復帰に寄与したものと推測する。ところで、建武政権の中核にあり、公泰、実守も後に南朝方公卿となっていめ、この交替は、建武元年九月二十六日、益守は十二月三十日の僧賞として道意を東寺座主に補任したことによる交替である。道意賞として道意を東寺座主に補任したことによる交替である。道意賞として道意を東寺座主に補任したことによる交替である。道意賞として道意を東寺座主に補任したことによる交替である。道意賞として道意を東寺座主に補任したことによる交替である。道意賞として道意が立る。このような環境が益守の復帰に寄与したものと推測する。

思われる。 あったと推測している。 明院統の時期も含めて元徳二年に没するまで終身、 山に対し御室と似た位置を占めたようである。真木氏は禅助が持 措置であった。 た。この座主職授与は仁和寺御室が真言密教界の権威の頂点にあ て、 元年になって座主職を復活させ、 (広沢流) 東寺座主は真木隆行氏の研究によれば後宇多法皇がその密教 後宇多は自身に伝法灌頂を授与した禅助に対する勧賞とし その就任は徳治三年(一三〇八)三月二十三日であったとい 東寺座主という新しい地位を当時一長者であった禅助に与え 持明院統出身者に独占されていたことに対する後宇多の対抗 の師である仁和寺真光院禅助を補任したことに始ま たんなる権威の称号に止まらず、 後醍醐は後宇多の先例に基づいて、 東寺一長者の上に置いたものと 東寺供僧や高野 座主の地位に 建武

座主以上に異例な人事は、東寺大勧進職にあった文観(弘真)

明らかにされてきている。 り注目されることとなり、 であるが、網野善彦氏の「異形の王権」 れ として関東調伏祈祷に関与し、 のことであった。 求する置文を「満衆一同之評定」において決定したのは同年五月 対し、文観を「異人非器之体」として長者職を停止することを要 武二年三月十五日、この人事に対して高野山の検校以下衆徒が反 僧である文観の姿が、新たに発見されてきた聖教によって次第に 武政権成立によって京都に戻り、 を益守の後の一長者としたことである。文観が後醍醐天皇の側近 権勢を恣にしたことは、『太平記』に叙述されているところ 文観が東寺一長者に補任されたのは 西大寺流律僧であり、また、真言密教 元徳三年に硫黄島に配流され、 東寺長者や醍醐寺座主に補任さ 論が呈示されたことによ 建 建

几

東寺長者がすべて後醍醐と関係の深い僧によって占められたこと になる 僧正道祐も東寺長者に補任されていることから、 建武元年には

2 東大寺別当

寺別当の補任については以下のとおりである。 『東大寺別当次第』に見る鎌倉末期から建武政権期に至る東大

元亨二年(三三) 法務前大僧正聖尋 (東南院

元弘元年(三三) 大僧正教寛 (勧修寺

建武元年(三三

法親王聖珍 (東南院

建武三年(三三人) 権僧正良性 (西南院

権発足によってただちに白紙に戻されなかった理由は不明であ とによる再任であった。 後醍醐以下が幕府軍に捕縛されたなかに 向 ている。 醍醐との関係については、『太平記』の叙述によってよく知られ ともなっての人事であったことは間違いないであろう。 大寺別当に補任されたのは、 ごかった先が聖尋のいる東大寺東南院であり、 聖尋が配流先で存命であれば、ただちに東大寺に戻り別当に 翌年六月に下総国に配流されている。勧修寺大僧正教寛が東 一尋が元亨二年に補任されたのは、 すなわち、 元弘元年において後醍醐が倒幕のため南都に 後伏見院政期の人事が元弘三年の建武政 聖尋の直前の東大寺別当であったこ 前年末の後醍醐親政発足に 「東南院僧正聖尋」 その試みが失敗し 聖尋と後 があ

Ļ

その後、

の二度にわたり別当に再任された。 聖珍は康永二年 も建武政権崩壊後に否定され、

良性が別当に就任している。

しかし、この人事

(一三四三)、

文和元年

視することができなかったためと推測される。

あった。東南院主として初めての法親王であり、

聖兼一

-聖忠--

入室したものであり、東南院流の密教の法流を嗣ぐべき人物で

尋―聖珍と継承された東南院流の法脈を後醍醐天皇といえども無

王を東大寺別当に補任する人事をした理由は不明であるが、 当であり、『東大寺別当次第』の記述は訂正されなければならな 東寺長者に補任されていることから、後醍醐との関係は聖尋ほど は聖尋の後を継ぐべき者として元亨二年(一三二二)に東南院に 後醍醐天皇綸旨では美濃国茜部庄地頭職を東大寺に与えることを に補任されたとしているが、 教寛を東大寺別当として留任させた理由ではないだろうか ではないとしても、 宮御産祈祷に参加していたと思われ、その賞として同年八月には 返り咲いたはずであるが、そのような形跡は見られない。 |別当法親王」に伝えている。 |(i) ところで、『東大寺別当次第』は建武元年に聖珍法親王が別当 聖珍法親王は伏見天皇の子である。 配流先で没したものと推定される。 対立しているわけではなかった。このことが 元弘三年(一三三三)十一月九日の すでに元弘三年十一月に聖珍は別 後醍醐が持明院統の法親 教寛は嘉暦元年七月の中 おそら

神事出之上者、

以前明暦

建武元年五月五日宣下、

(明歴?·) 不可有相違、 乗円僧正権別当事、#

為寺務既執行、

仍被止権別当職

(3) 興福寺別当

武政権期の興福寺別当は以下のとおりである。『興福寺別当次第』『興福寺三綱補任』に見える鎌倉末期から建

★僧正覚尊(大乗院)(第二度)嘉曆四年(三元)三月二十八日~元徳元年(三元)十二月二十日

元徳二年(三三0)二月三日~正慶元年(三三)八月十一日

法務大僧正良覚(一乗院)(第五度)

権僧正乗円(竹林院)正慶元年(三三)八月十八日~正慶二年(三三)六月十日

元弘三年(三三)六月十四日~建武三年(三三)十一月十四日

僧正覚実(一乗院

建武三年(三三)十二月三日~建武四年(三三)六月

前法務大僧正覚円(東北院)(第二度)

下先寺務之綸旨、前官治定了」と記し、『興福寺三綱補任』は、とから、その死没直前の上表であった。建武政権発足により「先とから、その死没直前の上表であった。建武政権発足により「先とから、その死没直前の上表であった。建武政権発足により「先とから、その死没直前の上表であった。建武政権発足により「先とがら、その死没直前の上表であった。建武政権発足により「先とがら、その死没直前の上表であった。建武政権発足により「先とがら、その後、『興福寺の場合、元弘元年の乱による別当交替は認められない。興福寺の場合、元弘元年の乱による別当交替は認められない。

るが、 ろう。しかし、建武政権崩壊後は、 継承し、興福寺別当にもなるべく人物として予定されていたであ 醐天皇の皇子玄円法親王が覚実大僧正の弟子として南都に下向 僧正能寛が権別当に補任されている。建武二年四月十二日に後醍 円の別当としての経歴を「先寺務」として認め、権別当職を止め 院覚円が別当に補任されている。 ていることは注目すべきことであり、 が入室する門跡である一乗院に、後醍醐が初めて子弟を入室させ る綸旨と藤氏長者宣が出されたようである。同年五月十六日、権 翌十三日に一乗院に入室している。摂関家(近衛家)の子弟 建武元年 被下綸旨長者宣了」と記している。文意が不明な部分があ (おそらく五月五日) に、寺務を執行してきた乗 一乗院覚実が罷免され、 いずれ玄円は一乗院門跡を

(4) 天台座主

る。『天台座主記』にみる当該時期の天台座主は以下のとおりである。

元徳二年(1三0)十二月十四日~元弘元年(1三1)九月

尊澄法親王(妙法院

元弘元年(三三)十月二十五日~正慶元年(三三)十月十二日

尊円法親王(青蓮院

正慶二年(三三)一月十四日~元弘三年(三三)六月

尊胤法親王(円融房)

建武政権の寺社政策について(稲葉)

元弘三年(三三)六月五日~建武三年(三三)九月

尊澄法親王

建武三年(三三)十月十三日~暦応元年(三三)

尊胤法親王

う。 あり、 う政治変動の影響を、 影響を直接受け、元弘元年の乱と鎌倉幕府滅亡建武政権発足とい 統の皇子が法親王として門跡に入っていることによって、政治の 主に復帰した。このように、 後伏見院政期に座主に補任されたのが伏見天皇第六皇子の尊円で 座主に復活した。『天台座主記』は「元弘三年六月、 行し、企てが失敗に終わった後、六波羅に捕縛され座主職を解か の交替の理由は定かでない。建武政権崩壊後はただちに尊胤が座 尊澄は後醍醐天皇第八皇子で、元弘元年の乱に際し後醍醐に同 山務毎事不可違元弘元年之儀云々」と記している。 讃岐国に配流された人物である。建武政権発足後、 後伏見天皇第四皇子である尊胤であった。尊円から尊胤 もっとも受けているといってよいであろ 天台座主の地位は大覚寺統と持明院 自讃州御上 この間、 ただちに

(5) 青蓮院門跡・梶井門跡

すれば、以下のとおりである。
『門葉紀』・『華頂要略門主伝』により青蓮院門跡について確認

嘉暦四年(三三元)一月十八日~元弘三年(三三)五月

尊円入道親王(伏見院皇子)

六

元弘三年(三三)六月一日~

慈道法親王(亀山院皇子)

建武二年(二亖三)十月一日~延文元年(二亖天)八月二十八日

尊円入道親王

円・慈道と後醍醐との関係については、 両寺検校職を尊円に譲り、 円の門跡管領という形で決着がなされたことである。後醍醐によ 主を逐われ、対立する慈道が再び青蓮院を管領した。注目される 尊円法親王に門主が交替したのは、 は、 法を伝授し、 は後醍醐と密接な関係があり、 づいた上でさらに深く考察している。平氏の考察によれば、 (3) よって門主に補任されている。この間の青蓮院をめぐっての尊 礼」をとり、九月二十九日に慈道が青蓮院門跡と無動寺・三昧院 る勅裁によって九月二十一日に尊円が慈道の所に入室、「師資之 のは建武二年十月に慈道と尊円の確執が後醍醐の綸旨によって尊 の乱で失われることはなかったが、建武政権発足により尊円は門 の院宣によるものであった。したがって、尊円の地位は元弘元年 鎌 その恩賞として嘉暦二年に四天王寺検校職への補任、 かつて論じたところである。嘉暦四年一月に慈道法親王から **倉後期の青蓮院門主をめぐって熾烈な争いがなされたこと** 中宮御産祈祷に名を借りた幕府調伏祈祷にも参加 尊円は十月一日に後醍醐天皇綸旨に 後醍醐に台密の許可灌頂、 幕府の推挙によった後伏見院 平雅行氏が先の事実に基 天台座 熾盛光 慈道

価している。 の表れ」であり、 統一の実現は、貴族社会を後醍醐のもとに統合しようとする意欲 た。建武政権発足後の後醍醐による融和策について平氏は「門跡 を勤仕し、青蓮院門主に復帰し、ついで如法仏眼法を内裏で修し 寿院別当を与えられ、 立後、青蓮院門主は尊円から慈道に交替させられたが、尊円は常 れ常寿院別当・四天王寺検校職はそのままであった。建武政権成 円僧正が逮捕されたが、直接関係しなかったため慈道は処罰を免 主への還補が行われたという。元弘元年の乱においては側近の仲 「慈道と尊円の関係が軟化していた結果」と評 建武二年には中宮御産祈祷のための薬師法

確認しておく。 次に青蓮院門跡と並ぶ延暦寺の門跡である梶井門跡についても

正中二年(三三三)(

正慶元年(三三)~元弘三年(三三)六月五日 尊胤法親王

尊雲法親王

元弘三年(三三)六月二十二日~

尊澄法親王

とはできない。 このうち尊雲から尊胤への交替については日付を明確にするこ 建武三年(三三)十月 周知のとおり尊雲は後醍醐の笠置行幸に同行し、 尊胤法親王

笠置山落城後は行方を眩まし、還俗して護良親王として倒幕活動

親王) 足後ただちに京都に戻り、本来なら尊雲が還補されるべき梶井門 を続けた。この他、妙法院門跡も門主尊澄法親王(還俗して宗良 が倒幕に直接関わり、 讃岐に配流されたこと、 建武政権発

> ているところである。 跡を継承したことについては『太平記』や『天台座主記』 が記し

(6) 伊勢神宮祭主

『祭主補任』による神宮祭主の補任は以下のようである。 伊勢神宮祭主の補任にも元弘の乱による祭主交替が見られる。

文保三年(三元)二月十九日~元徳三年(三二)

大中臣隆実

元徳三年(三三)三月十一日~元弘三年(三三)

大中臣親忠

元弘三年(三三)四月九日~建武二年(三亖)一月二十三日

大中臣隆実(死没

建武二年(三三)一月二十八日~建武三年(三三)六月

大中臣蔭直

建武三年(三三)六月二十六日~貞和四年(三門)六月十八日

大中臣親忠

北朝により親忠が補任されている。 の兄隆直の子である蔭直が補任され、 事を命じたと思われる。隆実が建武二年一月に没した後は、 とから、後醍醐は他の寺社長官人事に先行して伊勢神宮祭主の人 年四月九日という伯耆国船上山にまだ後醍醐がいた段階であるこ 親忠を罷免し隆実を祭主としたのが、帰洛後ではなく、元弘三 建武政権が崩壊後は、

名古屋大学文学部研究論集(史学)

八

ŋ ことに注意しておかねばならない。 院政期の人事が復活している。建武政権誕生時の後醍醐の人事刷 政権崩壊後は再びその人事は覆され、元弘元年の持明院統後伏見 の尊円入道親王のように、融和を図るべく東大寺別当に就任した 社の長官は一掃されたが、 以前に戻す基本政策が採られた。持明院統の息のかかった有力寺 弘三年の倒幕の成功、 寺社の長官人事に影響を与え、寺社長官の交代が見られたが、元 の前に、 以上のように、 青蓮院門主に復帰する場合も例外的にあった。しかし、 元弘元年の後伏見院政、 後醍醐による元弘元年の倒幕の失敗は、主要な 建武政権の誕生はそれらの人事を元弘元年 なかには東大寺の聖珍法親王や青蓮院 幕府による人事刷新があった 建武

東大寺・興福寺の動向と建武政権の対応

と興福寺について検討したい。 とっていたのか。 権門寺社に対して建武政権が長官人事以外にどのような政策を この点について比較的その動向がわかる東大寺

(1) 東大寺

た東大寺事書の草案が残されている。 にわたる訴状は最後に「先度雖捧委細事書、 元弘三年(一三三三)八月日に東大寺が建武政権に対して訴え 建武政権に対する全七箇条 定難備 **叡覧歟、仍**

> をとるこの事書は、建武新政当初の権門寺院と政権との駆け 全七箇条の要求項目は以下のとおりである。 き、政権の寺社政策の基本方針を知る上で、 に対する建武政権側の返答を示し、さらに再度の要求を記す体裁 を提出したのである。第一回の事書をそのまま引用し、次にそれ た。第一回の要求が通らないため東大寺は再度、全七箇条の事書 寺は建武政権に対して自己の利益を追求すべく事書を提出 恐繁重肝要粗注進若斯矣」と結んでいるように、これ以前に東大 絶好の史料である。 してい 引

- ①一万町の水田、五千戸の御封の要求
- ②倒幕に寄与したことに対する恩賞要求
- ③兵庫嶋升米・置石の復活要求
- ④伊賀国吏務職の復活要求
- ⑤美濃国茜部庄地頭職の没収要求
- ⑥東大寺造営料国周防・肥前両国の返付要求

可有興行之旨、 願書」にある。この 願書」には本願聖武天皇の勅願に任せて一万町の水田と五千戸の されている文章に「一万町水田・五千戸御封、任 籠もって倒幕の乱を起こしたときに、東大寺に対して発した「御 る恩賞要求である。その根拠は、 これらの要求の内、 ⑦三箇津 (神崎・渡辺・兵庫) 自笠置寺被下慇懃之御願書」とあるように、「御 「御願書」は残されていないが、①条に引用 ① ② 条 は、 後醍醐が元弘元年八月に笠置に 倒幕が成った後の後醍醐に対す 商船目銭の復活要求 本願之叡念、

勝満 封戸 して 寺はそれらが「中古以来大略皆倒失」しているとし、 て寄進された経済基盤として記憶されている事実であった。 て載せられているもので、東大寺においては東大寺の起源におい 、を「興行」(復活) するとの文言が記されていたと思わ 天平勝宝元年の 「国郡荘園等」の「一円之地」を施入し、惣田数が一万町と (聖武) 願文は 『東大寺要録』封戸水田章に「金銅銘」 「封五千戸、 水田一万町」勅施入の太上天皇 後醍醐に対 東大 とし n

賞要求を行っている。
賞要求を行っている。
賞要求を行っている。

賞要求を行っている。

賞要求を行っている。

賞要求を行っている。

賞要求を行っている。

賞要求を行っている。

賞要求を行っている。

賞要求を行っている。

賞要求を行っている。

『温可有御沙汰」というものであった。この返答に対して東大寺は再度の事書において「天平 勅施入」は「金銅之銘文」にいるの東大寺の非現実的とも思われる要求に対して、後醍醐の勅

なるよう要求したのである。

より詳 五日に東大寺東南院に入るが、二十六日には和束の鷲峯山金胎寺 ころである。 ことについては、 〔東大寺別当聖尋〕の山道攝嶺院」を皇居としたと記す。「山道攝 元弘元年八月に後醍醐が笠置に立て籠もり倒幕の烽火を揚げた 『法隆寺別当次第』に基づき八月二十四日に京都を出て翌二十 さらに二十七日に笠置寺に入ったとしている。 いり 『笠置寺縁起』 岡見正雄氏はその校注において 先に述べたように は東南院へ行幸した後、「東南院殿 『太平記』が叙述していると 『興福寺略年代記』 南都の動向に

の後、 房西室 嶺院」 東大寺別当信忠から灌頂を受け、 葉時雄の子)と目される人物である。また、当時、 西室院主であった。 た。 とを意味している。その中心人物は西室院の「顕宝徳業」であっ 入ったことは、この時の「僉議」が幕府支持派が多数を占めたこ 注目される人物に時宝がいる。 主」と見えるように、 怪異事」に「西室顕実 は藤原氏勧修寺家葉室流から出ているが、『太平記』巻二「天下 院はそれぞれ別の院家である。 は鎌倉末期、東南院や尊勝院と並ぶ東大寺の有力院家で、 ついて岡見氏は『太平記』 置寺を攻撃した際に手の者を案内者として派遣している。顕宝に して後醍醐に「合力」すべきか「僉議」したと記述している。 たことによる。 なかったのは、 「尊勝院西室の院主で関東の一族であった」としているが、 一西室得業」として登場する人物で、 顕宝は 後醍醐は東大寺に入ることができず鷲峯山を経て笠置に の場所は不明。後醍醐が聖尋が院主である東南院に留まれ (大井坊) 『笠置寺縁起』 『笠置寺縁起』 東大寺が後醍醐支持派と幕府支持派に分裂してい が院家として独立したものであり、西室と尊勝 顕宝は嘉暦四年七月九日の金沢貞顕書状に 鎌倉末期には (宝) によると九月六日に六波羅の軍勢が笠 (神田本、 僧正は関東の一族にて、 は二十五日夕に東大寺衆徒が蜂起 鎌倉期において西室の代々の院主 時宝は、 元弘元年の乱後、 「関東の一族」である顕宝が 北条 毛利本、 正和四年 (金沢) 天正本)により (二三五五 貞顕の甥 東大寺別当に 顕宝と並んで 権勢の 三面 西室 僧

たいえよう。 動修寺教寛が就任した際、その「寺務代」となった人物で、尊勝勧修寺教寛が就任した際、その「寺務代」となった人物である。このように 非倉末期の東大寺において、有力三院家のうち尊勝院と西室院は 北条氏出身の院主であり、東大寺別当が東南院聖尋であっても惣 北条氏出りの院主であり、東大寺別当が東南院聖尋であっても惣 北条氏出りの院主であり、東大寺別当が東南院聖尋であっても惣 北条氏出りの院主であり、東大寺別当が東南院聖尋であっても惣 北条氏出りの院主であり、東大寺別当が東南院聖尋であっても惣 北条氏出りの院主であり、東大寺別当が東南院聖尋であっても惣 北条氏出りの院主であり、東大寺別当が東南院聖尋であっても惣 大寺の「寺務代」となった人物で、尊勝

書部分の以下の文章が東大寺側の国家における位置づけをよく表 位置づけにあったと思われる。②条の恩賞要求における再度の事 聖尋の功績にあり、 うせずに返答を延ばす処置をとったのは、ひとつには別当東南院 然の処置であった。否、 とはなく、①②条ともに返答が「追可有御沙汰」とあったのも当 社之霊効」という東大寺の主張を後醍醐がたやすく受け入れるこ ②条にみられるように「朝敵之滅亡、 きの後醍醐の「御願書」を持ち出し、恩賞を要求したのである。 意志が統一された。そうであるにもかかわらず、東大寺はこのと 親後醍醐で統一されていたのではなく、むしろ反後醍醐で惣寺の している このように、 元弘元年の乱において東大寺は別当聖尋のもとに より大きな理由として東大寺の国家に占める ただちに却下すべきものであったが、 自初至終、 莫不依当寺・当 そ

始而啓矣、至伽藍本尊者、天平之昔草創之古、勅使橘右丞相(前略)抑於当社大菩薩者、百王之宗庿、八宗之鎮将、不能

+

本地、 御本地也、委細見旧記 仏・観音・虚空蔵之三尊、 弁諸兄卿等、 (前略) 可奉顕于当寺之本仏之旨、 舎那三尊之妙体者、 為 勅使被伺申神慮、 (後略 是天照太神・小屋根・太玉三神之 天平草創之古、 依 依神託、 叡願、 以天照太神之御 則被奉顕盧舎那 行基菩薩・左大

条に見える「委細見旧記」の「旧記」とは『東大寺記録』のこと 主張される。 め 伊勢神宮を一体的に考える思想は十一世紀後半から形成され始 明神の本地であることを証明するものとの主張である。東大寺と 行基の伊勢神宮への発遣と神託の説話が叙述されている。 大寺縁起』)にはその思想が強く表れており、 薩・虚空蔵菩薩の三尊が伊勢神宮の天照太神・天小屋根命・太玉 と行基の伊勢神宮への発遣とその神託受託は、盧舎那仏・観音菩 宗の守り神であることを主張したものである。 宗の鎭将であるとは、 石清水八幡宮と同じく東大寺八幡宮が王家の宗廟であること、八 東大寺八幡宮の八幡大菩薩が百王の宗庿 鎌倉初期の重源の伊勢参宮の時代を経て、 元応二年 鎮護国家を担う国家によって公認された八 頃成立の (宗廟) 『東大寺記録』(『東 そこには橘諸兄や 鎌倉末期には強く また、勅使橘諸兄 であるとは、

とも考えられる。

結している。 結している。 にあり、建武政権発足にあたり恩賞を要求した論理もここに帰 が原から国家を鎮護するものと位置づけられている。この政治イ が原から国家を鎮護するものと位置づけられている。この政治イ は、東大寺は伊勢神宮と一体化することにより国家の

庫)の復活を要求する条文である。 | 次に③条⑦条は、兵庫嶋升米・置石、三箇津(神崎・渡辺・兵

月十五日宣旨」によって「諸関」が停止された事、「頃年以降 年分」を政権に申請すれば、 活を要求したものである。この訴えに対して、政権側は「升米一 関東御教書によって認められたことを指している。その「勅願料 十二月二十七日の伏見上皇院宣による寄進と同三年四月二十九日 也」と記し、 宮十箇條 宮に寄進された由緒を示している。これは延慶元年 日々所々、 兵庫関が停止された理由について、第二回目の事書では「去六 なく所務が「召放」れたことに対して、 が元弘の乱によって「土民等」が「押申」すことによって「是 事背舊章已為新儀、 一回の事書において、東大寺は先ず 勅願之料所、 或号津料・ 東大寺の兵庫関升米・置石が延慶年間に東大寺八幡 関米、 永代御寄進之趣、 宜従停止」との宣旨の一節から、 「代所」を与えると返答している。 或称率分・駄賃、 「延慶以来、 度々院宣・綸旨等分明 東大寺は新政権に復 租税多責、 (二三)八 為当寺八幡 停止令 顛漕有

年に「永代 勅施」に及んだと訴えている。徳、建久年中の重源和尚のときに修築したことを挙げて、延慶元し、兵庫関が天平年中に行基菩薩が建立し、貞観年中の賢和大の対象が「新関」であり、「古関」が対象となったのではないと

じく「代所」を付けるとのことであった。のは耐えがたいと第一回事書で訴えたが、勅答は兵庫関升米と同いるとし、造営がまだ完成していないにもかかわらず没収される大寺の食堂・西塔等の「大事」のために年紀を限って寄附されてまた、三箇津(神崎・渡辺・兵庫関)商船目銭についても、東

以上の内容から、周知のとおり建武政権は政権発足後の六月十五日の宣旨によって諸関停止令を発布し、これまで認められていたすべての「諸関」を停止した。東大寺は「古関」は対象外と訴えているが、「天下一同之法」によって「新関」「古関」の区別なくすべての関所が停止され、東大寺には「代所」として周防国富田庄地頭職が与えられた。しかし、東大寺は「古関」は対象外と訴武元年十二月になっても兵庫関升米と三箇津商船目銭の復活を訴式元年十二月になっても兵庫関升米と三箇津商船目銭の復活を訴えている。

升米幷兵庫関目銭」が停止された先例があり、建武政権はその政飢饉、穀物価格の騰貴を理由に二ヶ月間の時限立法として「諸関に発せられた元徳二年(一三三〇)六月十五日の綸旨によって、郎・豊田武・網野善彦氏等が言及しているとおり、後醍醐親政下諸関停止令については、すでに徳田剱一・竹内理三・相田二

う。 まり流通経済政策が優越していたことを意味しているといえよ 受け入れなかった。このことは、建武政権にとって寺社興行政策 大寺など関所を有力財源とした権門寺社の抗議を政権発足時には 策を継承し、さらに恒久的な「天下一同の法」として発布し、東

ついて検討する。
次に、④条⑥条の伊賀国吏務職・周防国・肥前国の復活要求に

④条では嘉暦年中に後醍醐天皇によって「花厳・三論両宗三十 ・主語のみを例外とするものではないとするものであった。東大寺のみを例外とするものではない見状を述べ、周防国について、 ・ま大寺のみを例外とするものではないとするものであった。東大寺は第二回の事書では興福寺の大和国知行が認められている。 を述べ、秋の収穫以前に返付されることを再度訴えている。 を述べ、秋の収穫以前に返付されることを再度訴えている。

国廃止の「諸国平均」の法はいつ発布されたであろうか。その時すでに、指摘されていることである。それでは、その永代の知行建武政権が永代の知行国制度を廃止する政策をとったことは、

とすると、知行国制廃止の法は元弘三年七月某日以後八月某日ま が、 いる。東大寺衆徒の申状によれば、東大寺は、鎌倉末期に佐渡国 年七月の佐渡国国務を要求する東大寺衆徒申状の存在を指摘して ができよう。 きわめて短い間になされ、 求した第一回目の事書の作成時点は七月某日の佐渡国要求以降の は八月某日であり、 での間に発布されたということになる。東大寺の第二回目の事書 て、恩賞として佐渡国の国務を要求した。この佐渡国国務の要求 の守護・国務をしていた大仏貞通の跡を没収した建武政権に対し うに佐藤進一氏は鎌倉期の佐渡国守護を検討したなかで、元弘三 点を知る上で注目すべき史料がある。福島金治氏が注目されたよ 知行国制廃止の「諸国平均」の法が発布される前になされた 知行国肥前国・周防国・伊賀国等の復活を要 七月某日から八月某日の間とすること

観)を東大寺大勧進職に補任した。なって文観とならぶ後醍醐天皇の側近である法勝寺長老恵鎮(円なって文観とならぶ後醍醐天皇の側近である法勝寺長老恵鎮(円「追可有御沙汰」と回答を保留したが、周防国については十月に東大寺の肥前・周防・伊賀国の継続要求に対して建武政権は

大寺の主張には誇張があると思われるが、恵鎮が大勧進としてわ大寺にはわずかな残りの「雑穀」が届けられるだけであった。東の「正税雑物」のほとんどが淀津から京都に運ばれてしまい、東は東大寺の期待するものではなく、早くも翌建武元年には周防国松尾剛次氏によって指摘されているように、恵鎮の周防国国務

て補任されたものであった。

て補任されたものであった。

で補任されたものであった。。

で補任されたものであった。。。

で補任されたものであった。。。

の修理をしたほかは、三面僧房なずかに「大講堂北軒廊柱二本」の修理をしたほかは、主面僧房なずがに「大講堂北軒廊柱二本」の修理をしたほかは、三面僧房なずがに「大講堂北軒廊柱二本」の修理をしたほかは、三面僧房なずがに「大講堂北軒廊柱二本」の修理をしたほかは、三面僧房なずがに「大講堂北軒廊柱二本」の修理をしたほかは、三面僧房なずがに「大講堂北軒廊柱二本」の修理をしたほかは、三面僧房なずがに「大講堂北軒廊柱二本」の修理をしたほかは、三面僧房なずがに「大講堂北軒廊柱二本」の修理をしたほかは、三面僧房なずがに「大講堂北軒廊柱二本」の修理をしたほかは、三面僧房なずがに「大講堂北軒廊柱二本」の修理をしたほかは、三面僧房なずがに「大講堂北京などのでは、一本では、「大講堂北京などの一本では、「大講堂北京などの一本では、「大講堂北京などの一本では、「大講堂北京などの一本では、「大講堂北京などの一本では、「大講堂」に、「大講堂」には、「大講堂」に、「大講覧」に、「大講覧」」に、「大講覧」に、「大講覧」に、「大講覧」に、「大講覧」」に、「大講覧」に、「大講覧」に、「大講覧」に、「大講覧」」に、「大講覧」に、「大講覧」に、「大講覧」に、「大講覧」」に、「大講覧」に、「大講覧」に、「大講覧」に、「大講覧」」に、「大講覧

宣が、 する建武政権の意図が十分理解できていなかったものといえよ ることができると考える東大寺の認識は、「永代の国司」を否定 東大寺司三条実治の下で大勧進恵鎮が国務を行うことになったと を発給する立場にあった三条実治の下にあったことを指摘 の最上位であったのと異なり、造東大寺長官であり周防国の国宣 れたことを指摘し、 寺についての後醍醐天皇綸旨を受けた造東大寺長官三条実治の国 いうことになる。 **倉期と同じように復活できたのではなく、** いる。このことから考えれば、東大寺は周防国を知行国として鎌(窓) 要求にある「永代」の造営料国 たものではなく、 畠山聡氏は、 建武政権は東大寺大勧進に恵鎮を任命したが、それは東大寺 直接目代に対して出されるのと並行して大勧進経由で出さ 恵鎮の周防国経営を論ずるなかで、 周防国の正税のすべてを東大寺造営料として得 「周防国司」の下で国務を請け負う大勧進の 大勧進恵鎮の立場が、鎌倉期において国 (知行国) 周防国の国務を行う造 としての周防国を認 周防国阿弥陀 して 務上

> ある。 たのである。 貢 れは東大寺が独占する造営料国の復活を意味するものではなかっ い復活要求によって妥協を余儀なくされたとも評価できるが、 行」を認めるものではなく、東大寺造営以外の用途にも正税 われたが、それは東大寺造営料国としてこれまで通り「永代の知 たのではなく、大内裏造営用途として淀津から京都に送ったので れている。氏が指摘するように恵鎮は周防国正税を私的に流用 なく、周防国正税が年貢としてわずかではあれ、東大寺に納めら しかし、この決定によって東大寺大勧進恵鎮が罷免されることは 造営計画において周防・安芸両国の正税が造営料に充てられた。 補任であった。畠山氏が指摘したように、 「諸国平均」の法としての知行国停止政策が、 を充てることができるものであった。 周防国の国務は国司の下で東大寺大勧進恵鎮によって請負 大勧進恵鎮の任命は、 建武元年一月の大内裏 東大寺側からの そ 強

見院政下で東大寺の手から離れている。 ところで、④条で東大寺は伊賀国「吏務職」復活を要求していところで、④条で東大寺は伊賀国は高防や肥前と異なり造営料国ではなく、後醍醐天皇とを強調し、それが同じ後醍醐天皇によって「召放」れたことをとを強調し、それが同じ後醍醐天皇によって「召放」れたことをとを強調し、それが同じ後醍醐天皇によって「召放」れたことをとを強調し、それが同じ後醍醐天皇によって「召放」れたことをはいているが、建武政権による収公以前に、すでに伊賀国は後代を強調している。

元弘二年三月十一日の東大寺衆徒重申状(第三度の申状)は伊

之吏務」 があるが、 れたいと伝えている。この書状案には一部文意が解釈しづらい点 伊賀国の寄進はその対象にはならないとして、伊州国務を返還さ ることは「(去年) 五月以後之制法」に適用されるものであり、 たが、「先年御寄進之地」(後醍醐天皇による寄進地) 用途の費用を兵庫関の「関方」沙汰から「伊州国務」に充てられ る れに関連する年未詳十一月十九日の「西室殿」 抗議し、 賀国 (幕府) の書状案は、 の 国 院宣によって返付されることを要求したものである。 が後伏見院政への代替わりによって 務の由来を述べ、 伊賀国務を召し大嘗会御訪用途に充てる決定は の指示によるものであったらしい。 「大礼御訪用途」、すなわち光厳天皇践祚大嘗会 後醍醐親政期に寄進された「伊州 「召放」 (顕宝と推定され れたことに を「召改」 関 玉

ある。 権発足を迎えたが、結局、国務は返還されることはなかったので 東大寺は前政権による伊賀国務収公を回復することなく建武政

勅答は、これも「追可有御沙汰」という回答を保留するものでと、その未進年貢が四十万疋に累積し、訴訟によってついに去年と、その未進年貢が四十万疋に累積し、訴訟によってついに去年と、その未進年貢が四十万疋に累積し、訴訟によってついに去年と、その未進年貢が四十万疋に累積し、訴訟によってついに去年と、その未進年貢が四十万疋に累積し、訴訟によってついに去年と、その未進年貢が四十万疋に累積し、訴訟によってついに去年と、その未進年貢が四十万疋に累積し、訴訟によっての東大寺のさて、最後に第⑤条の美濃国茜部庄地頭職についての東大寺のさて、最後に第⑤条の美濃国茜部庄地頭職についての東大寺の

庄の を要求したものと思われる。この訴えの結果、 鎌倉末期の幕府の裁許を根拠に政権に対して改めて地頭職の停止 地頭長井高冬が建武政権の一員に加わったことによって、 亡によってここにようやく長年の案件を解決する機会が訪れた。 期以降、地頭の年貢抑留を幕府・六波羅に訴えていたが、幕府滅 地頭長井氏は鎌倉幕府や六波羅探題の評定衆を勤めた幕府有力御 百口学生供料などに、半分を華厳・三論両宗御談義料足などに充 日の綸旨によって地頭職が東大寺に与えられ、 は北条氏所領のようにただちに没収されることはなく、東大寺は し、この後、 家人であったが、「当参」とあるように高冬は建武政権に参加 しているので子細を問うて急ぎ沙汰してほしいと要求している。 あった。東大寺は第二回の事書で長井高冬が建武政権に 「御事書」と 雑訴決断所の構成員となっている。東大寺は鎌倉中 「興行目録」 が東大寺に下され、 翌建武元年に茜部 元弘三年十一月九 年貢の半分を 「当参」 地頭

所務担当者を規定することは、これまでには見られないことでてること、学侶の一二三臈が管領することが定められている。ここで注目されるのは、政権側が地頭職を与えるだけでなく、学生供料、春転読大般若経、秋被読金剛般若経に充て、半分を華学生供料、春転読大般若経、秋被読金剛般若経に充て、半分を華学生供料、春転読大般若経、秋被読金剛般若経に充て、半分を華学生供料、春転読大般若経、秋被読金剛般若経に充て、半分を華学生供料、春転読大般若経、秋被読金剛般若経に充て、半分を華学生供料、春転読大般若経、秋被読金剛般若経に充てることと、学侶の一二三臈が管領することが定められている。

あった。ここに建武政権の特殊性を見いだすことができる。

さらに建武二年になって置石を東大寺に返還したが、升米・目銭 た。兵庫関などの関所については当初、 近である律僧恵鎮 どの組織が成立する前段階の政権は、後醍醐天皇の「勅答」とし については返還に応じなかった。 員長井高冬の茜部庄地頭職を停止し、 ては造東大寺司の下に国務を請負う大勧進職を置き、 て多くの要求を 二度にわたって要求を繰り返した。それに対して、雑訴決断所な 以上のように、 建武政権は永代の知行国否定の政策を修正し、周防国につい 「追可有御沙汰」として回答を留保した。 東大寺は建武政権発足後まもなく政権に対して (円観) を補任した。また、雑訴決断所の構成 東大寺の一円支配を認め 代所を与える対応をし、 後醍醐の側 その

(2) 興福寺

とはなかった。九月五日には大乗院門主(考覚)に対して武家とはなかった。九月五日には大乗院門主(考覚)に対して武家際、興福寺はどのような対応をしたか、確認しておきたい。『笠下の落人入おらん輩においては罪科をくはゆべきのよし、七郷ならの落人入おらん輩においては罪科をくはゆべきのよし、七郷ならの落人入おらん輩においては罪科をくはゆべきのよし、「この内兵をしたが、確認しておきたい。『笠下の落人入おらん輩においては罪科をくはゆべきのよし、七郷ならびに両院家の御領内悉相触畢」とあるように、後醍醐に与することはなかった。九月五日には大乗院門主(考覚)に対して武家とはなかった。九月五日には大乗院門主(考覚)に対して武家といる。

うである(九月九日、十一日条)。 ・大級羅)から使者(真性・家景)が「笠置寺凶徒対治」の要請 における動員兵力には「衆徒若徒党」「両院家の御房人」があったよ における動員兵力には「衆徒若徒党」「両院家の御房人」があったが、とくにその中心には大乗院方の武者(御房人)があったよ における動員兵力には「衆徒若徒党」「両院家の御房人」があったよ である(九月九日、十一日条)。

元弘元年の乱の後、幕府は興福寺に対し、おそらく恩賞として合戦における後醍醐の介入に原因があると思われる。このように興福寺が反後醍醐の立場に立ったのは、嘉暦の南都

平田庄地頭職を寄進した。

り、 役割も興味深いが、 提寺、 され、 する必要がある。大乗院が反後醍醐の先頭に立ったのに対して、 を記している。同じく ら西方院に移ったことを記している。律宗寺院の長老が果たした 長崎四郎左衛門高貞や二階堂出羽入道道蘊らが出家入道して「招 福寺衆徒との間で三月二十三日に奈良の野田口において合戦があ 五日に着到を受けている。『笠置寺縁起』は、笠置寺の衆徒と興 『笠置寺縁起』によれば、 興福寺は護良親王の軍勢(大将中院少将定平)によって占領 東大寺、興福寺に隣接する野田郷の在家が焼き払われたこと 、大乗院 西大寺、 (禅定院)に隣接する西方院に本陣が置かれ、六月 般若寺、 幕府方の武将が当初一乗院にいたことに注目 『笠置寺縁起』は、 白毫寺等之長老」に伴われて、一乗院か 元弘三年の後醍醐の挙兵にあたっ 敗北した幕府軍の将

任されたことは先に述べたとおりである。 府方に与同した大乗院ではなく一乗院において出家して降参し 乗院はその行動と一線を画したようである。幕府方の武将は幕 一乗院門主覚実は、その後建武政権によって興福寺別当に補

ている。66 ある。興福寺の政治的中心は、別当に就任した一乗院に移った。 ⁽⁸⁾ 院門跡に対する所領没収などの処分はなされなかったようで 武政権に申し入れ、 する金峯山寺衆徒の請文を添えて興福寺別当一乗院僧正覚実が建 する紛失状作成にあたり、 心である興福寺の秩序を保つことを優先し、幕府方に与した大乗 相違」として、これまでの権限を安堵した。建武政権は南都の中 三年六月二十七日の綸旨で「大乗院門跡幷御領検断職管領不可有 よってどうなったであろうか。先ず、大乗院門主に対しては元弘 建武元年五月には金峯山寺吉水院院主真遍の寺領文書紛失に対 以上の元弘の乱における興福寺の動向は、 九月四日には使庁の官人による紛失証判を得 大和国の所領分についての当知行を証 建武政権の発足に

入事

たり、 興福寺別当は大和一国の国主として金峯山寺の紛失状作成にあ 建武政権への仲介をしている。

建武政権が示した事書は以下のようであった。 した伽藍の造営を命ずる七月十七日の後醍醐天皇綸旨と事書が出 同年七月には嘉暦二年(一三二七) 近衛経忠の長者宣によって別当に充てて施行されている。(88) の興福寺合戦によって焼亡

(福寺造営條

造寺長官被仰右大弁宰相清忠卿

為平均之課役、可致其沙汰、 明年十月以前造畢之様、 大和国段米所寄造営料足也、 被付合期之料足、 不論権門勢家神社仏寺領 可有其沙汰事

其子細所被仰西大·招提両寺

也、且可令存知事

、就造営事、 之功上者、 当寺造営之時、寺僧等毎度令合力歟、 両院家・僧綱・学侶以下尤超先規可致 贔 可有 奏聞之篇目、帯寺務挙状、付長官可 今度殊可被終速疾 (屓)事

揮する方式であった。 ないと定めたことであり、 る。 る。 れるのが慣例となっていた。その体制を建武政権も踏襲してい 行する大和国の一国平均役である土打段米、土打段銭でまかなわ 別当の挙状を得て造興福寺長官に対して付けることを定めてい (なんらかの恩賞)を与えること、造営についての奏聞は興福寺 協力を求め、大乗院と一乗院の両院家や僧綱・学侶には と唐招提寺の両律宗寺院に担当させること、造営にあたり寺僧の わること、その料足として大和国段米を充て、その沙汰を西大寺 造興福寺長官に右大弁坊門清忠を補任し、 (®) 注目すべきは政権と興福寺との命令伝達経路に氏長者を介さ 興福寺造営は鎌倉後期以来、西大寺と唐招提寺の両律家が奉 造興福寺長官が直接、 来年までに造営を終 興福寺造営を指 |
贔屓

が、翌年には興福寺は政権に対して強訴を行うことになる。 このように建武政権は興福寺造営に本格的に乗り出そうとした

い う^{?2} 寺は 当寺子細之由、 眼に依頼している。 有相互与同之企者、 の「御事書」には「興福寺衆徒等背厳制、 ている。六月二十五日の東大寺年預五師顕寛の書状によれば、 は同意しなかった。 原因は楠正成が興福寺領の井水に対して「違乱悪行」したからと 「御事書」を伝える後醍醐天皇の綸旨が東大寺別当聖珍に下され この決定を別当聖珍を通して奏聞するよう聖珍の坊官庁務法 建武政権はその政策を継承していたことがわかる。 〔武二年六月二十日、興福寺衆徒は春日神木を木津に移した。 強訴禁止は後宇多院政・後醍醐親政期からの基本政策であ 「満寺衆議」によって興福寺の依頼に与同しないことを決定 興福寺は強訴に与同することを東大寺に求めたが、 有其聞、 同年六月二十三日には「強訴与同」を禁ずる 狼藉超常篇者歟」 両寺嗷訴、 縦雖及神輿·神木之遷座、 という文言が含まれてい 嗷訴狼戻之余、 東大寺惣 有牒送 東大寺 於

その後、強訴に与同せず、法勝寺に参勤した東大寺に対して、が、ひとり興福寺のみは強訴の件によって要請に応じなかった。(東大寺・興福寺・延暦寺・園城寺)の僧が参加を要請された作が、日河法皇の冥福を祈るための法華八講が修され、四箇大寺権に対して敵対する行動をとり続けた。同年七月三日法勝寺にお興福寺は東大寺を強訴に参加させることに失敗したが、建武政

散するという行動を余儀なくされている。 寺衆徒の襲来によって、東大寺は政権に武士の奈良派遣を要請 西室以下の諸院・諸坊を破却し、 し、「老若」が「山林に交わる」すなわち、 之国民」「一乗院被官之坊人」「六方衆」であった。度重なる興福 翌二十一日辰刻には興福寺衆徒が東大寺を襲ったが、その軍勢は 連絡していたが、二十日の発向を阻止することができなかった。 ら興福寺発向にたいして警戒し、末寺である笠置寺や光明山寺に る。以下に東大寺側から見た事件の様相についてまとめておく。 書にはいくつかこの 興福寺は東大寺への 一乗院僧正 同年七月二十日、興福寺は東大寺を襲撃し、東南院・西南院 (覚実)の命令によって動員された「楢原・吐田以下 「発向」という軍事的行動に出た。東大寺文 「興福寺発向」に関する史料が残されてい 放火した。東大寺はそれ以前か 東大寺を放棄して洮

加」を停止し、元のごとく管領するよう「左衛門督僧都」に安堵の主張を受け付けず「当寺「宮鬱陶、所令送旬月」ったと記していることから、東大寺に対して厳しい処置をしたと思われる。東大寺に対する処置が厳しかった理由は、興福寺発向事件だけでまた。

 東大寺に対する処置が厳しかった理由は、興福寺発向事件だけでまた。

 東大寺に対する処置が厳しかった理由は、興福寺発向事件だけでまた。

 東大寺に対する処置が厳しかった理由は、興福寺発向事件だけでまた。

 東大寺に対する必ずるもう「左衛門督僧都」に安堵なく、西室をめぐるもう一つの事件が絡んでいたと思われる。

 東大寺に対するとの事件が絡んでいたと思われる。

 東大寺に対する必ずの事件に対して両寺に対しどのような対きによります。

行動を 生庄・出作庄が聖秀・賢幸によって濫妨されているとして、 衆徒は信聴僧都を「停廃」し遠島にすることを誓約し「一朱之神 信聴と対立した聖秀・賢幸を支持した。建武政権は東大寺衆徒の 殿閉籠の強訴を行った衆徒は、 の管領を安堵された「左衛門督僧都」のことと考えられる。 心之骨頂」「朝家陰謀之所存」であると「掠申」したことに対し 列参訴訟に対して、「自科」を塞ぐために衆徒の主張を「一類別 大寺内部の分裂行動、 に遷座し、 なかった。十月二十一日には東大寺八幡宮の三所の神輿を大仏殿 も綸旨で催促したにもかかわらず、東大寺側は彼らの召喚に応じ 召喚命令を別当聖珍法親王に伝えている。しかし、十月十五日に 水」に及んだ。翌月閏十月二日、雑訴決断所は西室領の伊賀国薦 ての対抗措置であったらしい。この信聴僧都とは、先に西室院領 している。 「朝家陰謀」とし、 閉門するという行動をとった。この東大寺の強訴は東(gl) 同日付の綸旨では聖秀得業、賢幸得業、 すなわち信聴僧都が東大寺衆徒の京都への 再び召符を東大寺に下したが、 信聴僧都の西室管領を支持せず、 満寺の 春宝の 西室 大仏

と思われ、ついに衆徒の強訴、大仏殿閉籠に事態は進行した。興寺惣寺内部では信聴への安堵を認めない勢力が多数を占めていた。と、その後を信聴僧都が継承したと思われる。しかし、東大東大寺西室院主は元弘の乱以前、顕宝であり、その後、顕宝は東大寺西室院主は元弘の乱以前、顕宝であり、その後、顕宝は

よう伊賀国に命じている。雑掌を現地に沙汰付けし、

決断所で糺決するため彼らを召し出す

は興福寺とともに政権と敵対することとなった。指摘したように政権が禁止しているものであり、結果的に東大寺行し、東大寺内部の分裂、強訴に発展したのである。強訴は先に福寺の強訴への与同問題、興福寺による東大寺襲撃から事態は進

とができない。
とができない。
を論ずるべきであるが、両寺の動向は史料的制約により論ずるこして北嶺の延暦寺及び園城寺に対する政策がどのようであったか訴が続けて発生し、南都の混乱は極まったといえよう。南都に対訴以上、検討したように建武二年には興福寺、そして東大寺の強以上、検討したように建武二年には興福寺、そして東大寺の強

受のルートについて興味深い事実が見られる。 建武政権、東大寺別当、年預五師間での文書の授受から、文書授ところで、建武二年の東大寺の一連の事件に関する史料では、

る。 にしたものである。この表からは以下の文書伝達経路が指摘でき[別表]は一連の文書の文書名、差出者、宛所などについて表

→東大寺別当聖珍法親王(イ)後醍醐天皇→造東大寺長官三条実治→東大寺別当の房官

衛門督僧都と③⑥の大納言阿闍梨が見える。左衛門督僧都は⑤にれる。①③⑭⑤⑥がその事例である。別当聖珍の房官には①の左東大寺別当に下す場合、その側近である房官、庁務に宛てて下さ旨の奉者は造東大寺長官三条実治がなるのが基本である。綸旨を建武政権の命令は後醍醐天皇の意志として綸旨で行われる。綸建武政権の命令は後醍醐天皇の意志として綸旨で行われる。綸

17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) 10 9 8 7 6 (5) 4 3 2 建武2年9月16日 (建武2)10月21日 (建武2)9月17日 (建武2)8月24日 (建武2)8月10日 (建武2)7月22日 (建武2)7月21日 (建武2)7月21日 (建武2)7月18日 (建武2)7月8日 (建武2)10月15日 (建武2)9月16日 (建武2)9月15日 (建武2)8月4日 (建武2)7月21日 (建武2)6月25日 年預五師顕寬書状案 後醍醐天皇綸旨案 後醍醐天皇綸旨案 東大寺政所御教書 後醍醐天皇綸旨案 年預五師顕寬書状案 年預五師顕寬書状案 寺官等書状案 年預五師顕寬書状案 年預五師顕寬書状案 年預五師顕寬言上状案 年預五師顕寬書状案 年預五師顕寬書状案 信重書状 信重書状 年預五師顕寬書状案 寺官等 年預五師顕寬 参議実治 大膳大夫 永教 参議実治 年預五師顕寬 年預五師顕寬 年預五師顕寬 年預五師顕實 年預五師顕寬 年預五師顕實 信重 信重 年預五師顕寬 年預五師顕寬 越後阿闍梨御房 なし 庁務法眼御房 刑部卿法橋御房 大納言僧都御房 左衛門督僧都御房 輔法眼御房 大納言僧都御房 庁法眼御房 庁務法眼御房 なし 樋口殿人々御中 樋口殿人々御中 樋口殿人々御中 樋口殿人々御中 年預五師御房 の要求と対している。 春宝の召喚 興福寺発向のこと。朝廷追討祈祷のこと。 西室院領の管領 興福寺発向のこと。朝廷追討祈祷のこと。 聞されたい興福寺発向のことを奏 聞されたい興福寺発向のことを奏 いこと興福寺嗷訴に与同しな 三所神輿動座のこと 聖秀得業らの召喚 綸旨の施行 とのこと 東大寺が城郭を構える の派遣を要請興福寺発向につき武士 興福寺発向の詳細 を注進せよ興福寺発向につき交名 興福寺発向のこと 賢幸得業 文土代」「朝敵追討御祈祷請 「年預請文土代」「有御尋西室云々」 「信重」 「綸旨」 「綸旨案 「年預状案」 「付長官 「寺請文」 「書上案 「綸旨案文」 「政所御教書 「遣長官状土代」 「付長官書上」 寺官等請文土代 付長官書上土代 越後阿闍梨 「綸旨 专文書三、789 大日本古文書東大 3-1-79 4-149 4-145 4-131 4-161 4-117 建武2年7月21日大日本史料六編一 4-90 3-12-93 3 - 1 - 432003/1/30 2003/1/30 1-12-105 1-25-264 寺文書三、 844 西室 東大寺別当法親王聖珍 東大寺別当法親王聖珍 東大寺別当法親王聖珍 後醍醐天皇 東大寺別当法親王聖珍 後醍醐天皇 後醍醐天皇 後醍醐天皇 後醍醐天皇 後醍醐天皇

1

(建武2)6月23日

後醍醐天皇綸旨案

参議実治

左衛門督僧都御房

興福寺嗷訴のこと

「綸旨案

東大寺文書番号 2003/1/23

東大寺別当法親王聖珍

伝達先

内

容

端裏書にみる文書名等

差出者

宛所

年月日

建武政権の寺社政策について(稲葉

あり、 ある。 る。 察のとおり、 者として登場しており、 く発給されたものであり、②の年預五師顕寛の書状はその請文で も見えるが、ここでは西室院領の管領を綸旨によって安堵される (政所御教書)を発給していることから、 もう一人の房官である大納言僧都とは⑭により永教と判明す 惣寺)の綸旨は政権の嗷訴を禁ずる「御事書」を東大寺に伝えるべ (単によれば永教はさらに輔法眼なる者に別当聖珍の御教書 聖珍の側近の者と、その命を請ける者がいたことがわかる。 ①の綸旨は最終的には「御事書」とともに年預五師に下さ (満寺) 左衛門督僧都とは西室院主信聴僧都のことと考え 集会に披露されたと思われる。 別当聖珍の房官としてではない。 聖珍の側近には二種類 先の考

師顕寛→越後阿闍梨(⑪) 寺官→庁務法眼(⑩) 法橋(⑰) 年預五師顕寛→樋口殿人々(⑤⑥⑦⑧) 年預五法橋(⑰) 年預五師顕寛→戸務法眼(②⑫) 年預五師顕寛→刑部卿

大寺長官は東大寺に対する政権側の窓口であった。もう一つのる相手は庁務法眼や刑部卿法橋のように別当の房官と考えられる相手は庁務法眼や刑部卿法橋のように別当の房官と考えられる実治を指している。⑥⑦⑧にみるように造東大寺長官から後醍醐天皇に奏聞することが予定されている。(イ)の綸旨の奉者でもある三条実治は後醍醐天皇と東大寺との間に位置している。造東大寺長官は東大寺はである三条実治は後醍醐天皇と東大寺との間に位置している。造東大寺長官は東大寺に対する政権側の窓口であった。もう一つの大寺長官は東大寺に対する政権側の窓口であった。もう一つの大寺長官は東大寺に対する政権側の窓口であった。もう一つの大寺長官は東大寺に対する政権側の窓口であった。もう一つの大寺長官は東大寺に対する政権側の窓口であった。もう一つの大寺長官は東大寺に対する政権側の窓口であった。もう一つの大寺長官は東大寺に対する政権側の窓口であった。もう一つの

に が東大寺東南院主でったことになる。この越後阿闍梨信重とは が東大寺東南院主でったことから、東南院に置かれた法親王庁を が東京は、 が東京による「越後阿闍梨」のことであり、そこから である である がよりな立場の人物であろうか。

ことであるが、この年預五師の書状の内容とどう関係するかは に、 せがあったことを伝えている。 預五師の事書で重ねて申し沙汰するよう伝えたものである。 関係していることが示されている。 人物である。⑪の端裏書には「有御尋西室云々」とあって西室が 物として、造東大寺長官や東大寺別当とは異なるルート上にいる 越後阿闍梨信重は建武政権と東大寺年預五師との間を仲介する人 発向について奏聞し、それに対して「厳密御沙汰」をせよとの仰 は綸旨の旨を年預五師に直接伝える立場にある。④では興福寺の 注進すること、若し両院家が綸旨の旨に従わなかったならば、 院家」(大乗院と一乗院を指すか)に公人を使者としてこの旨を ③では興福寺発向に関する綸旨が下されたことを請けて、 官使を下され実検をするよう奏聞することを要請している。 ⑪でも年預五師は越後阿闍梨信重 西室とは西室院主信聴僧都 信重 一両

て、直接、建武政権との間に立っていた。 て、直接、建武政権との間に立っていた。 で、直接、建武政権との間に立っていた。 で、直接、建武政権との間に立っていた。 で、直接、建武政権との間に立っていた。 で、直接、建武政権との間に立っていた。 で、直接、建武政権との間に立っていた。

『大日本古文書東大寺文書之三』、八四五号文書は差出者、宛所も記されていないが文書名を「信重(?)書状」とされたものでも記されていないが文書名を「信重(?)書状」とされたもので

(端裏書)「両度 他寺襲来事 建武二七、、」

候、恐々謹言 法儀候、可有厳密御沙汰候歟、若真実襲来候者、忩可被馳申 襲来候、無力次第候、必不可有驚御沙汰候、近日被定置条々 襲来向何様候哉、心苦候、両度 綸旨・符案進之候、縦雖

七月十七日

立場にあり、単なる西室院主の房官の立場を越えて活動している。近日、「条々法儀」が定められることについても情報を知る寺(おそらく年預五師)に直接伝えることができることがわかもし、信重の書状であるとすれば、二度の綸旨や「符案」を東大

ルートの存在があったことを指摘しておきたい。できないが、造東大寺長官―東大寺別当の正規のルートとは別のできないが、造東大寺長官―東大寺別当の正規のルートとは別のを確認している形跡は見られない。これ以上、越後阿闍梨信重がる。年預五師とのやりとりにおいても、いちいち西室院主の意志

(三) 寺社本所の否定政策

地頭跡」についての地頭職停止令の二段階あったといえる。 地頭跡」についての地頭職停止令の二段階あったといえる。 地頭跡」についての地頭職停止令の二段階あったといえる。 地頭跡」についての地頭職停止令の二段階あって、建武元年五月 と指摘したが、第二段階もさらに二段階あって、建武元年五月 たと指摘したが、第二段階もさらに二段階あって、建武元年五月 たと指摘したが、第二段階もさらに二段階あって、建武元年五月 たと指摘したが、第二段階もさらに二段階あって、建武元年五月 たと指摘したが、第二段階もさらに二段階あって、建武元年五月 たと指摘したが、第二段階もさらに二段階あって、建武元年五月 たと指摘したが、第二段階もさらに二段階あったといえる。 地頭跡」についての地頭職停止令の二段階あったといえる。

を目指していたと思われる。尾張国熱田社は持明院統の所領で

さて、

建武政権は発足当初から神社の本所

(本家・領家)

間 かる。元弘三年六月の建武政権発足直後から政権の崩壊までの持明院統の熱田社管領がそれまで停止させられていたことがわ 所を否定して、 に一括して大社を上代の姿に復せしめるなどということではな_ 確認することはできない。この点で黒田氏が えればよいであろう。 停止された熱田社を、 管領するという光厳上皇の意向を尊氏が了承していることから、 尊氏が光厳上皇に奏上した書状によれば、熱田社を「元の如く」 基づくものと思われる。建武三年 安堵の対象から除外されている。 る持明院統の所領安堵においては、 あったが、 こと、これが「官社」としたということの意味であった。それが いとされたことは首肯できる。政権が熱田社などの有力神社の本 る朝廷直結の「大社」とすることを意味するとまでは史料からは 止し朝廷に直属させる政策を「官社を定めた」と表現したととら いて黒田氏は否定的に捉えているが、政権発足の初めに本所を停 政策によるものであり、 元弘一統之初、 (一三五一) 十二月十八日条に、北畠親房の書状を引用して 熱田社は持明院統の所領ではなくなっていた。本所の管領が 元弘三年(一三三三)六月七日付後醍醐天皇綸旨によ 直接、 被定官社了」と記している。「官社」の用語につ 後に洞院公賢はその日記 神社に対して命令を下し、 「官社」と定めたことは、二十二社に準ず 熱田社の除外は神社の本所停廃の方針に 播磨国の除外は知行国制の否定 (一三三六) 八月三十日に足利 播磨国衙とならんで熱田社が 「従来いわれたよう 『園太暦』 管轄下においた 観応二

ものかどうかはわからない。『延喜式』にみえる古代の朝廷による神社統制の復活を目指した

認められている。 よる吉備津宮管領は停止されていたと思われる。 年十一月十二日の光厳上皇の院宣によって「元のごとく」管領が る。 所領にも及ぶ、例外を認めない政策であったことを示している。 抑圧策のように思われるが、 政策をとったことに注目しておかねばならない。熱田社に対する 統の伝領する天皇家領であり、 た海津一朗氏も指摘しているところである。(®) られている。これらの個別政策は黒田氏の指摘したように(密) て、 同年十二月十日の出雲国杵築社についての「本所の号」を止 持明院統の管領を停止したことだけをみると、持明院統に対する **貢を沙汰しなくてよいとの命令を下している。八条院領は大覚寺** には筑前国宗像社に対して「八条院御領之地」を停止し、本家年 恩賞給与でもあったことは、 総神領」を宇佐宮に返付し、 の豊前国宇佐宮に対して近衛家の「本所の号」を止め、 この本所停廃政策は仁和寺御室が本所である神社に及んでい さて、第一段階における本所停廃の事例は、 備中国一宮吉備津宮は仁和寺御室の所領であったが、 杵築大社国造が神領を一円に管領することを認めた事例が知 つまり、 建武政権によって、本所仁和寺御室に 宇佐宮の神領興行について検討され 宗像社の事例は後醍醐の大覚寺統の 宇佐宿禰公連を大宮司とした例や、 建武政権がその本家職を停止する 建武元年十月十一日 元弘三年九月六日 「牢籠の 建武三

よいであろう。

まいであろう。

まいであろう。

な。そこには例外はなく、天下一同の法として発布されたとみて発足直後からの基本政策で、政権崩壊まで維持されたと考えられ以上のように建武政権の地方有力神社の本所停廃政策は、政権

が、 されたことが記されている。 (⁹⁶⁾ 政令としての神領興行令が香取社に出されていたこと、 返付する内容の「御徳政」令であったことがわかる。 ない。ただ、下総国香取社では建武元年八月頃に建武政権の「御 それが全国の有力神社に対しても適用されたか否かもよくわから を意味していたかどうかを具体的に知ることはできない。 が、その興行が「非器甲乙人」の沽却地を含む神領知行の停止令 領興行令が建武政権によっても継承されていることを示している 文では後醍醐天皇の綸旨によって「被付牢籠神領於社家、 神領、 行沙汰」との命令が、新たに宇佐宮大宮司に補任された公連に下 に出されている。 一御事書」という箇条書きの法としてあったことが推測される ところで、宇佐宮の場合、 それ以上のことは不明である 悉所被返付也」とあり、九月十三日の宇佐八幡神官等起請 が香取社に伝わり、 先述の元弘三年九月六日太政官牒では「牢籠総 それが「沽却田畠」を元の如く本主に 鎌倉末期に幕府や王朝が実施した神 本所停廃政策は神領興行政策ととも いわゆる徳 それが また、 可有興

おわりに

ŋ らなかったと推測した。 興福寺の造営を推進する政策がとられた。しかし、 挙兵に対して呼応せず、 笠置寺に追いやったことが、 が、 策が優先されたこと、 とはなく、どちらかというと厳しい処置が執られたことを指摘し 響は政策に強く及んでいた。 影響したものであろう。 が認められたりしたが、それは鎌倉期と同様の知行国支配とはな た。後醍醐天皇の願書は無視され、 である。次に東大寺に対しては恩賞要求をそのまま受け入れるこ 元弘元年の乱に対する処置として同様の政策がとられていたこと おかなくてはならない点は、 の人事を覆したことは、 討した。建武政権は元弘の乱を経て誕生した政権であり、その影 る政策、 について検討し、次に権門寺院である南都東大寺と興福寺に対す 以上、 後醍醐の挙兵にあたって後醍醐を東大寺に入れようとした 西室院・尊勝院は院主が北条氏出身であり、 さらに、地方有力神社に対する本所停廃政策について検 建武政権の寺社政策について、 部分的に替所が与えられ、周防国大勧進職 乱の直接的影響である。ただ、注意して 幕府側に立ったが、 一方、 東南院主聖尋は後醍醐天皇の側近であ その前段階の後伏見院政においても 政権発足後の東大寺に対する政策に 寺社長官人事について後伏見院政下 興福寺は東大寺と同じく後醍醐の 関所撤廃政策や知行国停止 先ず権門寺社の長官人事 政権成立後はむしろ 後醍醐を入れず 楠正成との 政

寺・興福寺はともに政権に反旗を翻したといえよう。 きっかけに興福寺と同じく強訴に転じた。建武政権末期には東大 水相論をきっかけに興福寺は強訴に転じ、東大寺も西室問題を

国分寺興行、京都における法会や祈祷など検討すべき課題は多 は別の機会にさらに追求してみたい。 の公家に対して甚大な影響を与えたと思われる。この点について 度廃止政策とあいまって本所となりうる天皇家・摂関家・その他 以上の他にも、 第三に検討した地方有力神社に対する本所停廃令は、 乱後の寺社及び寺社領の安堵、 祈願所の認定、 知行国制

それらについても別に考えてみたいと思う。

註

- (1) 辻善之助『日本仏教史』第四巻(岩波書店、一九四九年)。黒田俊雄 世の社会と宗教』岩波書店、一九九〇年、初出一九七五年)。 「建武政権の宗教政策──諸国一宮・二宮本所停廃に関連して」(『日本中
- 2 『続々群書類従』補任部
- (3) 道意が参加していたこと、『東寺長者補任』による。「中宮御産祈祷」に 学出版会、二〇〇〇年所収)を参照。 今朝雄「元徳元年の「中宮御懐妊」」(同氏『弘安書札礼の研究』東京大 ついては、岡見正雄校注『太平記 一』(角川文庫、一九七五年)、百瀬
- 『東寺長者補任』および『続史愚抄』 十二月三十日条)。道意が東寺座主に補任されたこと、『大日本史料』六 二、建武元年十二月二十六日条による。 (『大日本史料』 六編二、建武元年

- (5) 真木隆行「東寺座主構想の歴史的変遷」(『仏教史学研究』 一九九九年)。 四一巻]
- (6) もっとも真木氏の挙げた事例は、いずれも後宇多院政、後醍醐親政期 ものであり、持明院統の政権が東寺座主職を認めていたとは思われな 本質的には多分に名誉職的な称号と推測される。 い。つまり、東寺座主職は恒常的な職として設置されたものではなく、
- (7) 『太平記』巻一「中宮御産御祈之事」巻二「僧徒六波羅召捕事」「三人僧 王権』(平凡社、一九八六年)(『網野善彦著作集』第六巻)。内田啓一 徒関東下向事」巻十二「千種殿幷文観僧正奢侈事」。網野善彦 教テクスト体系』(名古屋大学出版会、二〇一三年)など。 『後醍醐天皇と密教』(法蔵館、二〇一〇年)。阿部泰郎『中世日本の宗 『異形の
- (8) 『大日本古文書高野山文書』一、宝簡集三七
- (9)「東寺執行日記一」元徳二年五月七日条(国立公文書館内閣文庫所蔵)。 この日「文観上人」は東寺宝蔵に納められた道具唐櫃を検知し、十二天 屏風を修補するために竹林寺に借り出している。
- $\widehat{11}$ 10)成助、 円観(恵鎮)が嘉暦元年に法勝寺大勧進に就任したことについては、於 尾剛次「恵鎮円観を中心とした戒律の復興―北嶺系新義律僧の成立」 性以来関東極楽寺の律僧がたびたび補任されたことについては、永村宣 (『三浦古文化』四七号、一九九〇年) に指摘がある。東大寺大勧進に忍 『中世東大寺の組織と経営』(塙書房、一九八九年)第二章第一節を参照。 亮禅ともに建武政権崩壊後に東寺長者に復帰していることから、
- (12)『続群書類従』補任部。なお『東大寺別当次第』の諸本については永村 彼らが長者職を辞したのは、 後醍醐による解任であった。
- 13 『太平記』巻二、巻三、巻四。聖尋の配流先について『太平記』は下総 眞『中世東大寺の組織と経営』 期に異同は見られない。補任年は記されるものの、月日が記されていな 章第一節)。永村氏の諸本検討によれば、当該期の東大寺別当の補任時 いのが共通する。 (塙書房、一九八九年)に詳しい(第一
- 国としているが、『花園天皇日記』元弘二年四月十日条は「聖尋僧正、

でない。岡見正雄校注『太平記 一』(前掲)一三一頁参照。二年六月十九日依高時入道下知、配流聖尋大僧正長州焉』とあり、定か条では「東南院硫黄嶋、各配流」とあり、『東南院務次第』では「元弘後雅僧正、文観、可遣遠嶋」とあり、『武家年代記』元弘二年三月八日

- 14)『東寺長者補任』(『続々群書類従』補任部)。
- (15) 『大日本古文書東大寺文書』十三巻五二九号。
- 室したのは元亨二年二月八日であった(『花園天皇宸記』)。16)『東南院務次第』(『大日本仏教全書』東大寺叢書二)。聖珍が東南院に入
- としている。 (「続本群書類従」第二史伝部)。『興福寺三綱補任(1) 「興福寺別当次第』と補任の月日に若干の異同がある。良覚の補任は二月五日、乗当次第』と補任の月日に若干の異同がある。良覚の補任は二月五日、乗当次第』と補任の月日に若干の異同がある。『興福寺三綱補任』では『興福寺別(『続本群書類従』第二史伝部)。『興福寺三綱補任』
- 「先寺務」とする宣下がなされたことを記している。店、一九七八年)には、建武元年五月十六日の記事として乗円僧正を(18)『大乗院日記目録』(『増補続史料大成大乗院寺社雑事紀』十二、臨川書
- 店)所収。 13)『大乗院日記目録』(『増補続史料大成大乗院寺社雑事記』十二、臨川書
- (20) 渋谷慈鎧編『校訂増補天台座主記』(第一書房、一九七三年)。
- (21) 『天台座主記』。 『太平記』巻四。
- (22)『大日本仏教全書華頂要略門主伝』(鈴木学術財団編、講談社、一九七二
- 暦寺と中世社会』法蔵館、二〇〇四年)。(23) 平雅行「青蓮院の門跡相論と鎌倉幕府」(河音能平・福田榮次郎編『延
- 座主記』に依る。 (24) 梶井(梨本)門主継承の年月を記述していない。門主就任年月は『天台示すのみで、門主継承の年月を記述していない。門主就任年月は『天台宗譜部)、「梨本系譜」(『門葉紀』雑決三)に依ったが、これらは系譜を座主記』に依る。
- (25)『天台座主記』(尊澄親王) は尊澄の門跡管領を建武元年六月二十二日の

- (前掲)の校注による)。 弘三年六月二十二日の誤りである(渋谷慈鎧編『校訂増補天台座主記』 こととしているが、これは『続史愚抄』が訂正するように、明らかに元
- 影写本『祭主補任』(3012-7)。 『神道大系神宮編太神宮補任集成(上)』所収。東京大学史料編纂所所蔵

26

- (27)東京大学史料編纂所所蔵影写本『大中臣系図』(彰考館所蔵3071-11)。
- (28)鎌倉末期の神宮祭主の補任について検討された平泉隆房氏は、隆実とそ ことに否定的である(「鎌倉期の神宮祭主についての一、二」國學院 ることに否定的である(「鎌倉期の神宮祭主についての一、二」國學院 ることに否定的である(「鎌倉期の神宮祭主についての一、二」國學院 ることに否定的である(「鎌倉期の神宮祭主についての一、二」國學院 が、鎌倉末期の神宮祭主の補任について検討された平泉隆房氏は、隆実とそ 二〇〇〇年所収)。
- (2))元弘三年八月日東大寺訴状土代(『鎌倉遺文』三二五一六号)。
- (30)筒井英俊校訂『東大寺要録』(国書刊行会、一九八一年)封戸水田章第八。
- (31)鎌倉末期の『東大寺記録』(『東大寺縁起』)にも天平勝宝元年の「金銅田文本」が引用されている(『真福寺善本叢刊古文書集一』臨川書店、御記文」が引用されている(『真福寺善本叢刊古文書集一』臨川書店、
- 文書」『南都仏教』七六号、一九九九年)。 国分寺兼和州国分寺東大寺御封水田」の復興のための注進状を作成して国分寺兼和州国分寺東大寺御封水田」の復興のための注進状を作成している、幕府・朝廷による弘安七年八年の徳政において、東大寺は「本朝惣、東大寺が創建時の所領の復活を要求したことは、これが初めてではな
-) 岡見正雄校注『太平記 一』(前掲)。

33

- (3)『大日本仏教全書寺誌叢書二』(第一書房、一九七八年)所収。
- している。『笠置寺縁起』は「山道摂嶺院」としているがその場所は不(35) 岡見氏は太平記の異本に「北山松嶺寺」を御所としたとあることを紹介

りがあると思われる。明。「松嶺院」と「摂嶺院」は同じ寺とすべきで、どちらかの書写の誤明。「松嶺院」と「摂嶺院」は同じ寺とすべきで、どちらかの書写の誤

- 氏編年資料集』(八木書店、二〇一三年)八三八号注。 (37)『鎌倉遺文』三〇六五七号。永井晋・角田朋彦・野村朋弘編『金沢北条
- (3)「勧修寺別当長吏補任等古記録」(前掲)に、「時宝者赤橋相模守武蔵入○五年所収)。(3)勧修寺所蔵の「勧修寺別当長吏補任等古記録」(『勧修寺論輯』二、二○

道平朝臣元時男」とある。北条氏の系図では赤橋元時という人物は知ら

れていない。「元時」は「久時」の誤写と推測する。

(40) 『東大寺別当次第』(『群書類従』補任部)は「寺(時)宝法印」と記し(40) 『東大寺別当次第』(『離り でいる。『空置寺縁起』(前掲)の元弘三年の記事に笠置寺の衆徒が笠置 でいる。この時宝と寺務代時宝とは同一人物と考えられる。岡見正雄氏 の『太平記 一』(前掲)(補注二-五〇)によれば、顕宝については、 『正和記』(東京大学史料編纂所謄写本、原蔵者不詳)に正和四年九月七 目の勧修寺前大僧正が権大僧都時宝に行った伝法灌頂の記録があり、そ こには「故武蔵入道文(久の誤写か)時息」とある。また、東寺観智院 聖教(東京大学史料編纂所謄写本、原蔵者不詳)に正和四年九月七 目の勧修寺前大僧正が権大僧都時宝に行った伝法灌頂の記録があり、そ こには「故武蔵入道文(久の誤写か)時息」とある。また、東寺観智院 型教(東京大学史料編纂所影写本)にある「東寺門下東大寺別当経歴先 関」(応永二十三年正月晦日に権僧正興継が記した記録)に「勧修寺門 例」(応永二十三年正月晦日に権僧正興継が記した記録)に「勧修寺門

営に携わる家である。その執行が軍事力を所持していたかのような記述 行寛宝の日記であり、利用できるものではないかと考える。但し、当時 時は鎌倉幕府の最後の執権であり、時宝はその兄弟ということになる。 修寺信忠僧正の弟子であった。「久時」は、『尊卑分脈』(第四)に見え そのなかに「時宝」が「信注(忠)僧正灌頂弟子、 する家としてあり、 の執行が三百騎の軍勢を動員できたかという点では、誇張した記述であ 起』との事実関係の一致点がいくつかあることから、『元弘日記』が執 れるか否かの集会があったこと、惣寺の同意が得られず、やむなく退去 大寺執行寛宝の記録の一部分の引用であるが、東大寺で後醍醐を受け入 東大寺西南院主であった信覚大僧都の坊室に入れ、 なかったため、聖尋は後醍醐天皇を「鷲峯」に移し、鷲峯山別当であり して東南院聖尋僧正が「寺門一統」を図ったが、西室と尊勝院が同意し 宝らが守護して東大寺に入ったとしている。次いで、二十五日のことと 御門徒内衆三十人引率而、於泉河参間、主上御感」と記し、その後、寛 他の記事は興味深い。そこには「西室院門主関東縁□也」とあり、元弘 写」として「元弘日記」の一部分を引用している。そこには後醍醐の元弘 る赤橋久時のことと思われ六波羅探題北方であった人物である。子の守 れている。これらの史料によれば、時宝は 弟経歴先例」として尊勝院主宗性以下の院主と目される人物が記され、 したこと、反後醍醐勢力が尊勝院と西室であったことなど、『笠置寺縁 元年八月二十四日に「巳刻執行法眼寛宝、奉行寛祐法眼、家従三百騎幷 性に欠けるものがあるが、元弘三年を元弘元年の書写の誤りとすれば、 元年南都下向を元弘三年八月のこととしている点で、史料としての信頼 ところで、『東大寺雑集録』(大日本仏教全書) 巻十二には「寛宝法眼記 ・衆徒・堂衆が軍事力を有する集団に対して、執行は法会や寺内の運 (正法院)はその一行に供奉したことが記されている。この記事は東 そのまま受け取ることはできない。薬師院や正法院は執行職を継承 又受栄海僧正、住勧修寺仏光院、 東大寺政所系列にある院家である。惣寺系列の学 「故武蔵入道久時」の子で勧 対教寛受小嶋流_ 寛宝(薬師院)と実 非別当」「受印可於 」と注記さ

- 41 『東大寺記録』(前掲)解説を参照、また、鎌倉末期における東大寺の密 研究』3-2、二〇〇五年)において検討したところである。 教の本所、八宗の本所、 ては、拙稿「鎌倉後期の東大寺とテクストの形成」(『統合テクスト科学 は不自然である。この史料については今後さらに検討したいと思う。 伊勢神宮との一体化の政治イデオロギーについ
- (42) この条文については畠山聡「中世東大寺による兵庫関の経営とその組織 -関務権の所在を中心として」(『日本史研究』四九四、二〇〇三年)、
- および『新修神戸市史歴史編Ⅱ古代中世』が言及している。
- 『坪江郷雑々引付』(内閣文庫大乗院文書)(『北国庄園史料』所収)。 『大日本古文書東大寺文書之五』七二号。『鎌倉遺文』二三九七八号。
- 45) 建武元年十一月二十七日「東大寺別当政所披露事書」(『兵庫県史』史料 編中世五兵庫関九一号)。
- 46 建武元年十二月八日「年預五師慶顕書状」(『兵庫県史』史料編中世五兵 庫関一三一号)。
- 47 国立公文書館内閣文庫所蔵「建武元年記」(『北国庄園史料』 - 諸国津料已下、悉為天下一同之法、被停止候」と見える 所収) に
- 48 徳田剱一『中世に於ける水運の発達』(厳南堂再刊、一九六六年、 書店、一九八二年再刊、 出一九八四年)。 止令について」(『網野善彦著作集』第六巻、岩波書店、二〇〇七年、初 第三卷、一九八三年、 刊、初版一九四二年)。豊田武『中世の商人と交通』(『豊田武著作集』 一九三六年)。竹内理三『寺領荘園の研究』(吉川弘文館、一九八三年再 初出一九六〇年)。相田二郎『中世の関所』(有峰 初版一九四三年)。網野善彦「文永以後新関停
- 49 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店、一九八三年)第三章
- 50 福島金治「建武政権期東大寺の東国所領獲得交渉―真福寺所蔵『八生一 四号、二〇〇三年)。元弘三年七月日東大寺衆徒申状案 生得菩提事』紙背文書を通して」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇 (醍醐寺文書九
- 51 建武元年「大勧進職条々事書案」(東大寺文書第四回採訪九三、5-

- 事書の第一条の土代である。松尾剛次「恵鎮円観を中心とした戒律の復 26)。この文書は「就寺門興隆可被経御沙汰篇目事」で始まる「条々」 ―北嶺系新儀律僧の成立」(『三浦古文化』四七号、一九九○年)。
- (5) 畠山聡「建武新政期における東大寺と大勧進」(山本信吉・東四柳史明 う相反する恵鎮の位置づけについては、短い期間ではあるが、時期の違 鎮の罷免を要求し、 中に東大寺による佐渡国国務要求に関係していたようである。一方で恵 る。ところで、福島金治前掲注(5)論文によれば、恵鎮は大勧進職在職 いによることもあるのかもしれない。 『社寺造営の政治史』思文閣出版、二〇〇〇年)が詳しく考察してい 一方で政権への働きかけの窓口として期待するとい
- (5) 畠山聡「建武新政期における東大寺大勧進」(前掲)。畠山氏は建武元年 編』五五)に見える「国宣」が八月二日の国宣(同五四)とは別に恵鎮 る必要はない 綸旨の伝達経路を考えれば、周防国目代に対する二系列の経路を想定す なっているが、実際には恵鎮に対して渡され、七月二五日の綸旨 のであったと見るべきではないか。八月二日の国宣は周防国目代宛に ことを考えると、恵鎮施行状に見える国宣とは、八月二日の国宣そのも の写を目代に対して与えているはずである。その国宣が残されていない ○)とともに国宣を目代に対して伝達したものと思われる。そのように に対して出されたものと考えているが、そうであれば、恵鎮はその国官 八月三日の大勧進恵鎮施行状写(阿弥陀寺文書、『南北朝遺文中国四国 (同五
- (5)畠山氏は建武元年八月二日の周防国国宣写の袖判の人物を三条実治であ 治の立場を「三条実治が目代豊宗に宛てた国宣は、まさに天皇が興行し 権下では、袖判の人物を知行国主とすることは難しい。畠山氏は三条実 家来ということになる。ところが、知行国制を否定しようとした建武政 その家来であり、その点を考えれば袖判は知行国主三条実治またはその ることから導かれたものである。鎌倉期の国宣の袖判は知行国主または 弁宰相」三条実治宛であり、この綸旨を施行する形で国宣が出されてい ると推定する。この推定は同年七月二十五日の後醍醐天皇綸旨が「左大

東大寺長官が周防国の国務を管掌していたとするに止めておきたい。見つからないので、「周防守」と断定することはできない。ここでは造守)として考えている。ただ、三条実治が周防守を名乗っている事例はた国司制度によるものであり」として、明言していないが周防国司(国

64

- 重申状」(『鎌倉遺文』三一七〇七号)。 世(下) 東大寺領その他一一七号)。元弘二年三月十一日「東大寺衆徒世(下) 東大寺領その他一一七号)。元弘二年三月十一日「東大寺衆徒(5) 嘉暦三年七月二十七日後醍醐天皇綸旨案(『三重県史』資料編古代・中
- 3)『鎌倉遺文』三一七〇七号。
- (57) 『三重県史』資料編古代・中世(下)東大寺領その他一二五号。
- 究』(続群書類従完成会、二○○七年)第二章第三節を参照されたい。土地制度史の研究』(塙書房、一九九一年、初出一九六九年)、および、開稿「鎌倉後期の幕府寺社裁判制度について」(『名古屋大学文学部研究
 出稿「鎌倉後期の幕府寺社裁判制度について」(『名古屋大学文学部研究
 計稿「鎌倉後期の幕府寺社裁判制度について」(『名古屋大学文学部研究
 計稿「鎌倉後期の幕府寺社裁判制度について」(『名古屋大学文学部研究
 計算の研究』(続群書類従完成会、二○○七年)第二章第三節を参照されたい。
- 七四号)、年月日未詳「東大寺事書案」(同三八二号)。60)元弘三年十一月九日「後醍醐天皇綸旨案」(『岐阜県史』 茜部庄古文書三
- (61) もっとも、この東大寺内部の実情を無視した命令は、円滑な年貢収納の(61) もっとも、この東大寺内部の実情を無視した命令は、円滑な年貢収納の料編古代・中世三、茜部庄史料三八八号)。
- 62)『兵庫県史』史料編中世五、「摂津国兵庫関」一二一号。
- (63)正慶二年二月日「東大寺申状案」(東大寺図書館所蔵東大寺文書1/4

- 頭職を春日社に寄付し法相宗の「依怙」としたことが見える。/27)(『岐阜県史』古代中世三、茜部庄三六九号)に興福寺領平田庄地
- 『福智院文書』(花園大学福智院文書研究会)五七号。ここにみえる「御『福智院文書』(花園大学福智院文書研究会)五七号。ここにみえる「御れない。
- たのか否かについては、依拠すべき史料を見いだしていない。あてて下されており、元弘元年の時点での「大乗院禅師御房」(考覚)あてて下されており、元弘元年の時点での「大乗院禅師御房」(考覚)にし、大乗院門跡を安堵する綸旨は「大乗院僧正御房」(覚尊か)に
- 六・二○七号、吉水神社文書)。(6) 吉水院真遍坊領紛失状(永島福太郎編『大和古文書聚英』二○五・二○
- せようとしていたのであろうか。 これより後にも見られない。建武政権は使庁の機能を京都以外に拡大さこれより後にも見られない。建武政権は使庁の機能を京都以外に拡大さい存在するが、京都以外の大和国の事例はこれが初めてであり、また、(67) 京都の土地証文の紛失状作成に使庁があたった事例は鎌倉末期にいくつ
- (6)『春日大社文書』第一巻(吉川弘文館)一九号。
- いるので、元弘三年九月の補任は再任である。 坊門清忠は嘉暦二年の伽藍焼亡後の閏九月に造興福寺長官に補任されて坊門清忠は嘉暦二年の伽藍焼亡後の閏九月に造興福寺長官に補任された。 (绍)『公卿補任』によれば、右大弁坊門清忠が造興福寺長官に補任されたの
- 二節「勧進の体制化と『百姓』(初出一九八三年)参照。(7)安田次郎『中世の興福寺と大和』(山川出版社、二〇〇一年)第二章第
- (71)「建武二年六月記」(『大日本史料』六篇之一同日条)。
- ろこの日記の出典を確認出来ていないので、『大日本史料』の引用のまあり、この日記の記主を祐賢とするのは誤りと考えられるが、今のとこ(?2)「春日神主祐賢記」(同上)。春日若宮神主中臣祐賢は鎌倉前期の人物で

- 73 (建武二年) 六月二十三日後醍醐天皇綸旨 (東大寺図書館所蔵東大寺文 書3/1/23)。なおこの綸旨の奉者は造東大寺長官参議三条実治であ
- (74)後宇多院政期、後醍醐親政期の強訴禁止政策については拙稿「鎌倉末期 四年)、「後醍醐天皇親政期における王朝の寺社政策」(『年報中世史研 究』四〇号、二〇一五年)を参照 の王朝の寺社政策」(『名古屋大学文学部研究論集』史学六〇号、二〇一
- (75)『園太暦』貞和三年七月三日条(『大日本史料』六篇之二、建武二年七月 三日条)。
- 76 建武三年三月日東大寺衆徒申状土代(東大寺図書館所蔵東大寺文書4/ が、東大寺は参勤要請に応じ、隆恵法印と信聴僧都が参勤したのが興福 16)。この申状によれば、興福寺は東大寺に参勤しないように牒送した 寺発向の直接の原因であった。
- 77 建武二年と推定される七月二十一日年預五師顕寛書状(東大寺文書4/ 書東大寺文書』五、一四六号)、同八月十日東大寺寺官等請文案 (3/ 1/79)、同八月二十四日年預五師顕寛書状(4/11)。 93)、建武二年七月二十五日東大寺寺官大衆等連署起請文(『第二篇古文 4/90、4/91)、同七月二十二日年預五師顕寛書状(3/12/
- (78) 東大寺図書館所蔵東大寺文書4/16。
- (79) 九月十六日後醍醐天皇綸旨、九月十七日東大寺別当聖珍御教書 図書館所蔵東大寺文書3/1/30、3/1/43)。 (東大寺
- 80) 十月十五日後醍醐天皇綸旨 (『大日本古文書東大寺文書之三』 七八九号)。
-)十月二十一日年預五師顕寛書状案(東大寺文書4/161)。
- 信聴僧都が顕宝得業の跡に西室院務に就いたことは、延元元年三月日東 ば信聴は建武元年に東大寺領伊賀国黒田庄出作の庄務をめぐって惣寺と 大寺衆徒等申状案(東大寺文書) /1/29)に見える。この申状によれ
- 83 建武二年十月二十二日満寺衆徒事書(東大寺文書4/108

- (84) 建武二年閏十月二日雑訴決断所牒案、同年閏十月十八日伊賀国宣案、 年十一月十三日邦政・行慶連署打渡状案(『三重県史』資料編古代・中 (上) 一二四七・一二四八・一二五〇号) 同
- 顕宝は建武政権発足後、河内国飯盛山に「河内国の賊徒」に担がれて城 みえる (ここでは「佐々目顕宝僧正」と記されている)。 郭を構えたが、楠正成によって鎮圧されたことが、『太平記』巻十二に
- 『大日本古文書東大寺文書之二十二』一八七〇号。

86

85

- (87) 七月八日と七月十八日の信重書状は年預五師宛の自筆書状であることか ら、この七月十七日書状の筆跡と比較すると、同筆の可能性が高い。
- 『日本思想大系 中世政治社会思想』下、岩波書店、一九八一年。
- 88 〈8〉 黒田俊雄「建武政権の宗教政策─諸国一宮・二宮本所停廃に関連して」
- 90 『園太暦』観応二年十一月二十六日条
- (9) 東山御文庫文書(『大日本史料』六編三六四七頁)。
- 92 元弘三年九月六日太政官牒 (到津文書) (『鎌倉遺文』三二五五〇号)、 元弘三年十二月十日後醍醐天皇綸旨(壬生文書)(『鎌倉遺文』三二七五
- 海津一朗『神風と悪党の世紀』講談社現代新書、一九九五年。
- 93 (94)建武元年十月十一日後醍醐天皇綸旨(『南北朝遺文九州編一』一四〇号)。
- 95)建武三年十一月十二日光厳上皇院宣(藤井学・山崎浩之編『改定増補吉 備津神社文書』中世篇一三号)。
- (96) 元弘三年九月十三日宇佐宮神官等連署起請文(『鎌倉遺文』三二五六一
- 97)鈴木哲雄『香取文書と中世の東国』 武徳政令と田所文書」参照 (同成社、二〇〇九年) 第六章「建

キーワード:建武政権、 置寺縁起、 後醍醐天皇、 本所停廃 東大寺、 興福寺、 寺社政策、

笠

Abstract

Policy for the Buddist Temples and Shinto Shrines by Kenmu(建武) Government

INABA Nobumichi

The purpose of this study is to elucidate policies of the Kenmu(建武) Government for Shinto shrines and Buddhist temples. The Kenmu Government changed the existing top members of Kenmon(権門) Shinto shrines and Buddhist temples who were appointed under the Government of Gofushimi-In(後伏見院). However, it should be noted that the Government of Gofushimi-In, the last administration, took similar measures with the Genko War which broke out in 1331.

The Kenmu Government took stern measures against Todaiji (東大寺) because of the connection with the Hojo family. Kofukuji (興福寺) conflicted with Masashige KUSUNOKI in the Kenmu Government period. Therefore, the Kenmu Government eventually conflicted with Todaiji and Kofukuji.

Moreover, the Kenmu Government enacted the Honjo-teihai-rei(本所停廃令), a law about suspension and abolition of Honjo (本所), for local influential Shinto shrines. The Honjo-teihai-rei had a great influence on the Imperial family and the aristocracies.

Keywords: Kenmu Government, The Emperor Godaigo, Todaiji, Kofukuji, Policy for the Buddist temples and Shinto, Honjyo-teihai-rei, History of Kasagi-tera